

大田市告示第166号

大田市農業担い手関連県単独事業補助金交付要綱（令和2年大田市告示第128号）の一部を次のように改正する。

令和4年10月25日

大田市長 楫野弘和

第2条各号を次のように改める。

- (1) 集落営農体制強化推進事業費補助金交付要綱（令和3年3月26日付け農第1446号。以下「集落営農交付要綱」という。）
- (2) 担い手経営発展支援事業費補助金交付要綱（令和3年5月6日付け農第86号。以下「担い手経営発展支援交付要綱」という。）
- (3) ハウス等整備事業費補助金交付要綱（令和3年4月1日付け産支第773号。以下「ハウス等整備交付要綱」という。）
- (4) 多様な担い手確保・育成支援事業費補助金交付要綱（令和3年4月1日付け2農総第1041号。以下「担い手確保・育成事業交付要綱」という。）

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 集落営農交付要綱関係

事業区分	事業内容	補助率	補助上限額
広域連携組織活動支援	広域連携の組織化・法人化や省力・低コスト化、共同販売の取組に必要な活動を支援	1 / 2 以内	補助上限額 1,000千円 / 組織

個別 集落 営農 法人 化支 援	新規設立した集落営農法人の経営に必要な活動を支援	1 / 2 以内	補助上限額 1, 000 千 円 / 組織 (法人設立か ら 3 年間の合 計額)
推進 活動 支援	地域農業再生協議会が、地域の実情に応じた集落営農の組織化・法人化、広域連携等に向けて取り組む活動を支援	1 / 2 以内	

2 担い手経営発展支援交付要綱関係

事業 区分	事業内容及び対象経費	補助率	補助上限額等
自営 就農 開始 支援 事業	<p>(1) 機械等整備支援</p> <p>認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下この表において「法」という。）第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者をいう。）又は認定農業者（法第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）等が農業経営を開始するにあたり必要な施設等を整備するために要する次に掲げる経費に対して助成</p> <p>ア 農業用機械又は施設の購入又は設置に要する経費（ただし、ハウス等整備交付要綱の対象となる農業用ハウス（育苗ハウスを除く）、畜産施設（牛舎、たい肥舎等）、菌床きのこハウスを除く。）</p>	<p>1 / 3 以内（ただし、農林水産省の農地利用効率化等支援交付金（融資主体支援タイプ、条件不利地域支援タイプ）（令和 4 年 3 月 31 日付 け 3 経営第 3156 号農林水産事務次官通知）による助成を受けるものについては、当該助成額を減じた額とする。）</p>	<p>補助上限額</p> <p>1 事業実施主体当たり 10, 000 千円（経営継承に係る経費に対する助成にあつては 2, 000 千円）</p> <p>下限事業費</p> <p>1 機械等当たり 300 千円</p>

イ 素畜（繁殖雄牛は5歳齢未満のものに限る。）の導入に要する経費（補助の対象及び額は別に定める。）

ウ 果樹等の植栽に要する経費

エ 排水改良、土壌改良その他作付け条件等の生産基盤の整備に要する経費

（2） 改良・改修支援

経営承継者が、経営継承によって取得した施設等の改良に要する経費に対して助成

ア 経営承継により取得した施設等の改良（栽培品目変更のための改修、換気扇の設置、被害防止装置の設置、作業道の導入など生産性、安全性、作業効率の増加に資すると見込まれるものをいう。）に要する経費。ただし、修繕（交換、補修、補強等をいう。）については対象としない。

イ 経営承継により取得した果樹等の改植に要する経費

ウ 経営承継により取得した圃場等の排水改良、土壌改良、その他作付け条件等の生産基盤の改修等に要する経費

<p>認定 農業 者機 械等 整備 支援 事業</p>	<p>認定農業者等が、経営規模の拡大や複合化、生産コストの低減等を目指すために必要な機械等整備を支援（ハウス等整備交付要綱の対象となる農業用ハウス（育苗ハウスを除く。）、畜産施設（牛舎、たい肥舎等）、菌床きのこハウス及び小規模土地基盤整備を除く。）</p>	<p>1 / 3 以内（ただし、農林水産省の農地利用効率化等支援交付金（融資主体支援タイプ、条件不利地域支援タイプ）（令和4年3月31日付け3経営 第3156号農林水産事務次官通知）による助成を受けるものについては、当該助成額を減じた額とする。）</p>	<p>補助上限額 1 事業実施主体当たり3,333千円 （設立1年未満の法人経営体で当該年度に認定農業者になることが確実なもの（集落営農法人を除く。）は8,000千円） 下限事業費 1 機械等当たり500千円</p>
<p>集落 営農 機械 等整 備支 援事 業</p>	<p>（1） 広域連携組織活動支援 広域連携の省力・低コスト化（米づくりに関するもの）及び共同販売（米づくり以外のもの）の取組に要する機械等整備を支援 （2） 個別集落営農法人化支援 新規設立した集落営農法人の経営に必要な機械等整備を支援。（ハウス等整備交付要綱の対象となる農業用ハウス（育苗ハウスを除く。）、畜産施設（牛舎、たい肥舎等）、菌床きのこハウス及び小規模基盤整備を除く。）</p>	<p>1 / 3 以内</p>	<p>補助上限額 1 事業実施主体当たり3,333千円 （設立1年未満の法人かつ認定農業者は8,000千円） 下限事業費 1 機械等当たり500千円</p>

地域をけん引する経営体確保対策事業	<p>「地域連携・産地づくり計画」の認定を受けた者で、国庫補助事業の対象とならない施設・機械整備を支援</p> <p>(1) 簡易な基盤整備 (2) 生産等機械・施設 (3) 加工用機械・施設 (4) 雇用者の労働環境整備に係る施設 (5) その他、知事が認めるもの</p>	1 / 3 以内	<p>補助上限額 1 事業実施主体当たり 5,000 千円</p> <p>下限事業費 1 機械等当たり 500 千円</p>
自営就農志向者受入促進事業	<p>自営就農志向者が農業経営を開始するにあたり必要な研修を実施するために要する次に掲げる経費に対する助成</p> <p>(1) 施設・機械等の購入に要する経費 (2) 素畜（繁殖雄牛は5歳齢未満のものに限る。）の導入に要する経費（補助の対象及び額は別に定める。） (3) 果樹等の植栽に要する経費 (4) 排水改良、土壌改良その他作付け条件等の生産基盤の整備に要する経費 (5) 自営就農志向者の研修環境の整備のための施設又は設備の購入又は設置に要する経費</p>	1 / 3 以内	<p>補助上限額 1 事業実施主体当たり 2,500 千円</p> <p>下限事業費 1 機械等当たり 300 千円</p> <p>・知事と島根県担い手協定制度について担い手育成協定を締結していること。</p>

3 ハウス等整備交付要綱関係

事業区分	事業内容及び対象経費	補助率	補助対象事業費等
農業用ハウス整備	認定新規就農者、	国庫補助事業活用	・補助事業対象経

型	認定農業者等が整備する農業用ハウス及びその付帯設備並びに果樹棚の整備に要する経費の一部を助成	の補助対象事業費の1/4	費は、事業実施主体が課税事業者の場合は、消費税相当額を除く。 ・ 交付決定後1年以内に美味しまね認証又は国際水準GAPを取得すること。
農業用ハウスリース型	リースする農業用ハウス及びその付帯設備並びに果樹棚の整備に要する経費の一部を助成	国庫補助事業活用の補助対象事業費の1/4	・ 補助対象経費は、事業実施主体が課税事業者の場合は、消費税相当額を除く。 ・ 交付決定後1年以内に美味しまね認証又は国際水準GAPを取得すること。
牛舎等整備型	認定新規就農者等が整備する牛舎等及びその付帯設備の整備に要する経費の一部を助成	国庫補助事業活用の補助対象事業費の1/4	補助上限額 1事業当たり5,000千円 下限事業費 1施設等当たり300千円 ・ 補助対象経費は、事業実施主体が課税事業者の場合は、消費税相当額を除く。

牛舎等リース型	国庫補助事業を活用して認定新規就農者等にリースする牛舎等及びその付帯設備の整備に要する経費の一部を助成	補助対象経費の1 / 4	補助上限額 1事業等当たり7,500千円 下限事業費 1施設等当たり300千円 補助対象経費は、事業実施主体が課税事業者の場合は、消費税相当額を除く。
---------	---	--------------	---

4 担い手確保・育成事業交付要綱関係

事業区分	事業内容及び対象経費	補助率	補助対象事業費等
担い手不在集落解消支援事業	担い手不在集落の組織化等支援 担い手不在集落地域における組織化や農地を維持する仕組みづくりに必要な推進活動及び機械整備を支援。	1 / 3 以内	推進活動 上限事業費 200千円/組織 機械整備 上限事業費 5,000千円/ 組織
地域農業人材育成支援事業	半農半X字実践者が県内での農業経営を開始するために必要な機械施設整備を支援	1 / 3 以内	上限事業費 3,000千円/ 経営体

附 則

この告示は、令和4年10月25日から施行し、令和4年4月1日から適用する。